

## 電子基準点測量作業規程

制 定 令和元年5月31日 国地達第3号  
一部改正 令和3年3月30日 国地達第6号  
一部改正 令和7年3月25日 国地達第7号

### 第一章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）第4条に規定する基本測量のうち、電子基準点測量（電子基準点の選点、設置、測量成果の算出、電子基準点の維持及び運用を行う業務をいう。）について、その作業方法を定め、規格を統一するとともに、必要な精度を確保することを目的とする。

#### (運用基準等)

第2条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項については、測地観測センター長が別に定める電子基準点測量作業規程運用基準及び計算式（以下「運用基準」という。）、電子基準点現地調査作業要領（以下「現地調査要領」という。）及び電子基準点付属標取付観測作業要領（以下「付属標取付観測要領」という。）を適用するものとする。

#### (定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 電子基準点 測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号）別表第一第一号1チに掲げる電子基準点標識に、付属施設（電源及び通信を電子基準点標識に引き込むための引込柱、中間柱、ハンドホール、付属する機器、ケーブル、安全柵、説明板等をいう。）を含めたものをいう。
- 二 電子基準点本点の測量成果 アンテナ底面の中心の緯度、経度及び標高をいう。
- 三 電子基準点付属標の測量成果 電子基準点付属標の標識上面に刻印されている十字の中心の緯度、経度及び標高をいう。
- 四 電子基準点の維持業務 次のイからハまでに掲げる業務をいう。
  - イ 現況把握（電子基準点の現況及び測量成果の状態を把握する業務をいう。以下同じ。）
  - ロ 保全作業（電子基準点本点の測量成果及び電子基準点付属標の測量成果に影響しない異常が生じたとき、正常に復する業務をいう。以下同じ。）
  - ハ 復旧測量（電子基準点本点の測量成果及び電子基準点付属標の測量成果に影響する異常が生じたとき、正常に復する業務をいう。以下同じ。）

五 電子基準点日々の座標値（最終解） 一定の設定に基づき、定期的に計算された電子基準点の座標をいう。設定は測地観測センター長が別に定める。

六 作業機関 国土地理院の指示又は委託を受けてこの規程に定める測量作業を実施する者をいう。国土地理院が自ら測量を実施する場合は、国土地理院を作業機関とする。

（各種法令の遵守等）

第4条 作業機関は、各種法令を遵守するとともに、これらに関する社会的慣行を尊重しなければならない。

2 この規程において使用する用語のうち、法に定めのあるものは法の定めるところによる。

3 作業機関は、作業の実施に当たり、安全管理を行わなければならない。

4 作業機関は、作業計画に基づき、工程管理を行わなければならない。

5 作業機関は、測量の正確さを確保するため、精度管理を行わなければならない。

## 第二章 電子基準点の選点、設置及び測量成果の算出

（電子基準点の選点）

第5条 電子基準点の選点（机上調査及び現地調査によって電子基準点の設置位置を定める作業をいう。）は、電子基準点の配点密度、観測の環境及び長期継続性を総合的に検討した上で行うものとする。

（電子基準点の設置）

第6条 電子基準点は、良好な観測を長期的に継続できるように設置するものとする。

2 電子基準点の名称は、当該電子基準点を設置する市町村名若しくは当該地区を代表する地名又は島若しくは山の名称を用いて表すものとする。

3 電子基準点の点番号は、設置年度及び通し番号の組合せにより決定するものとする。ただし、特に識別を必要とする場合は、識別用の符号として、電子基準点の種別を表すアルファベット大文字一字を設置年度と通し番号との間に挿入するものとする。

（電子基準点のデータ品質）

第7条 電子基準点の設置及び運用に当たっては、運用基準に定めるデータ品質を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

（測量成果の算出）

第8条 電子基準点本点の測量成果は、原則として設置を行った日から一月間、電子基準点日々の座標値（最終解）の変動を監視し、有意な変動が見られないことを確

認後に算出するものとする。

- 2 電子基準点付属標の測量成果は、設置状態が安定した時点において、付属標取付観測要領に基づき算出するものとする。ただし、広範囲にわたり地殻変動が発生し、復旧測量を行う場合において、電子基準点本点の測量成果と電子基準点付属標の測量成果との相対的な位置関係が地殻変動の発生前後で変わらないことを確認できるときは、電子基準点本点の測量成果の変動量を用いて電子基準点付属標の測量成果を算出できるものとする。
- 3 広範囲な地域の電子基準点本点の測量成果及び電子基準点付属標の測量成果を算出する場合において、前2項の算出方法により難しいときは、測地観測センター長と測地部長とが協議し、その算出方法を決定するものとする。

（測地観測センター長の承認を受けた方法による測量成果の算出）

第9条 次に掲げる場合で、この規程に定める方法により測量成果の算出を行うことが難しいときは、必要な精度の確保及び作業能率の維持に支障がないことを確認の上、測地観測センター長の承認を受けた方法により測量成果の算出を行うことができるものとする。

- 一 離島等の特殊な条件又は作業が著しく困難な地形条件等の下で測量成果を算出する場合
- 二 新たに開発された測量機器又は手法を用いて測量成果を算出する場合

### 第三章 電子基準点の現況把握

（現況把握の方法）

第10条 電子基準点の現況把握は、基準点維持業務計画に基づき、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 電子基準点現地調査（電子基準点の状況を確認するため、現地を調査する方法をいう。以下同じ。）
- 二 電子基準点現況情報収集（電子基準点が設置されている土地の所有者若しくは管理者からの情報又は地殻変動監視若しくは公共測量等による電子基準点間の閉合差の点検等による電子基準点本点の測量成果若しくは電子基準点付属標の測量成果の不整合に関する情報を収集する方法をいう。以下同じ。）

（電子基準点現地調査）

第11条 電子基準点現地調査は、現地調査要領に基づき行うものとする。

（電子基準点現況情報収集）

第12条 電子基準点現況情報収集を行った者は、その資料を取りまとめ、本院においては当該収集作業の担当課長（次項において「本院課長」という。）に、地方測量部

- においては地方測量部長に、沖縄支所においては沖縄支所長に報告するものとする。
- 2 本院課長、地方測量部長及び沖縄支所長は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、その資料の写しを測地観測センター長に送付するものとする。

#### 第四章 電子基準点の保全作業

##### (電子基準点の保全作業)

- 第13条 電子基準点の機能向上、保護若しくは異常の修復のため又は交通等の安全を図るため必要がある場合は、次に掲げる保全作業を行うものとする。
- 一 改造（電子基準点の機能を向上させるため行う作業をいう。以下同じ。）
  - 二 安全処置（電子基準点が交通等の安全に支障となる場合に行う作業をいう。以下同じ。）
  - 三 保護処置（電子基準点の毀損を防止するため行う作業をいう。以下同じ。）
  - 四 補修（電子基準点の異常を修復するため行う作業をいう。以下同じ。）
- 2 前項の保全作業を行った者は、その報告書を任意の様式に取りまとめ、本院においては当該保全作業の担当課長（次項において「本院課長」という。）に、地方測量部においては地方測量部長に、沖縄支所においては沖縄支所長に提出するものとする。
- 3 本院課長、地方測量部長及び沖縄支所長は、前項の報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、その報告書の写しを測地観測センター長に送付するものとする。

##### (電子基準点の改造)

- 第14条 電子基準点の改造は、測地観測センターにおいて行うものとする。ただし、測地観測センター長が承認をする場合は、当該電子基準点が設置されている区域を管轄する地方測量部又は沖縄支所（以下「担当地方測量部等」という。）において行うことができるものとする。
- 2 電子基準点の改造は、次に定めるところにより行うものとする。
- 一 改造における工法及び作業手順は、データの欠測期間が極力短くなるよう努めて策定し、測地観測センター長の承認を受けること。
  - 二 改造における電子基準点の材料の規格及び形状は、設置時の仕様書に基づくこと。ただし、これにより難しい場合は、その使用する材質が相当品以上であること。
  - 三 改造を行うに当たっては、その作業期間及び内容を測地観測センター長に事前に連絡すること。
  - 四 改造の終了後、国土地理院GEONE T中央局との間で通信確認を行い、各種機器の設定等について確認を行うこと。

##### (電子基準点の安全処置等)

- 第15条 電子基準点の安全処置、保護処置及び補修（次項において「安全処置等」という。）は、測地観測センター又は担当地方測量部等において行うものとする。

- 2 電子基準点の安全処置等は、次に定めるところにより行うものとする。
- 一 安全処置等の作業における工法及び作業手順は、データの欠測期間が極力短くなるよう努めて策定し、その内容を測地観測センター電子基準点課に事前に連絡すること。
  - 二 安全処置等の作業における電子基準点の材料の規格及び形状は、設置時の仕様書に基づくこと。ただし、これにより難しい場合は、その使用する材質が相当品以上であること。
  - 三 安全処置等の作業を行うに当たっては、その作業期間及び内容を測地観測センター電子基準点課に事前に連絡すること。
  - 四 安全処置等の作業の終了後、国土地理院G E O N E T中央局との間で通信確認を行い、各種機器の設定について確認を行うこと。

## 第五章 電子基準点の復旧測量

### （電子基準点の復旧測量）

- 第16条 電子基準点を移転する必要がある場合、電子基準点が亡失したことを確認した場合又は電子基準点の現況把握により当該電子基準点本点の測量成果及び電子基準点付属標の測量成果に影響を与えるおそれのある異常が確認された場合は、速やかに、当該測量成果の公表を停止し、次に掲げる復旧測量を行うものとする。
- 一 移設（電子基準点の位置を変えて設置することをいう。以下同じ。）
  - 二 再設（電子基準点の位置を変えず改めて設置することをいう。以下同じ。）
  - 三 改測（電子基準点の観測結果に基づき、当該電子基準点本点の測量成果及び電子基準点付属標の測量成果を修正することをいう。以下同じ。）
  - 四 改算（電子基準点の過去の観測値、資料等を用いて計算を行い、当該電子基準点本点の測量成果及び電子基準点付属標の測量成果を修正することをいう。以下同じ。）
- 2 復旧測量後は、第19条の規定により速やかに測量成果の修正を行うものとする。

### （電子基準点の移設及び再設）

- 第17条 電子基準点の移設及び再設（以下「移設等」という。）は、測地観測センターにおいて行うものとする。ただし、測地観測センター長が承認をする場合は、担当地方測量部等において行うことができるものとする。
- 2 電子基準点の移設等の作業については、第5条から第7条までの規定を準用するものとし、移設等が行われた電子基準点本点の測量成果及び電子基準点付属標の測量成果の算出は、第8条に定めるところにより行うものとする。

### （電子基準点の改測及び改算）

- 第18条 電子基準点の改測及び改算は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 電子基準点本点の測量成果は、測地観測センターにおいて算出すること。
- 二 電子基準点付属標の測量成果は、測地観測センター又は担当地方測量部等において算出すること。
- 三 測量成果の算出は、第8条に定めるところにより行うこと。

#### (測量成果の修正)

- 第19条 広範囲な地域の改測又は改算により電子基準点本点の測量成果及び電子基準点付属標の測量成果を修正する場合は、測地観測センター長は、測地部長及び担当地方測量部等の長に通知を行うものとする。
- 2 測量成果の修正の基準は、測地部長が定める復旧測量作業実施要領の規定を準用する。なお、測量成果の修正は、公共測量への影響を考慮した上で行うものとする。

#### (測量成果及び測量記録の整理)

- 第20条 測量成果の算出を行った組織においては、測量成果及び測量記録を整理し、測地観測センター長に進達するものとする。
- 2 測量記録の種類は、測地観測センター長が定める。

### 第六章 電子基準点の情報の提供及び運用

#### (情報の提供)

- 第21条 測地観測センター長は、電子基準点の維持業務に携わる者に対し、次に掲げる情報を提供し、電子基準点現地調査の的確性の確保及び効率化を図るものとする。
- 一 電子基準点の観測状況（データ取得状況及びデータ品質）
  - 二 電子基準点の解析監視結果（異常な座標変動の状況）
  - 三 電子基準点の保守情報（観測機器の故障状況及び保守予定）

#### (電子基準点の運用)

- 第22条 電子基準点の運用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。
- 一 電子基準点を移動しないこと、保守作業による位置座標の変化を最小限に抑えること等の電子基準点の維持に必要な努力を行うこと。
  - 二 電子基準点に設置されている受信機、アンテナ、通信装置、無停電電源、避雷器等の機器に変更があった場合は、速やかに測地観測センター電子基準点課に連絡すること。
  - 三 観測機器のファームウェア等が製造者により更新され、かつ、更新前のファームウェアによるGNSS観測データに不備がある場合、原則としてその公表の日から6月以内に、当該更新されたファームウェア等を導入すること。
  - 四 電子基準点の運用に支障が生じ、又はそのおそれのある変化が周囲の状況に生じた場合は、速やかに測地観測センター電子基準点課に連絡するとともに、当該変

化の状況の写真を提出すること。

## 第七章 補則

(適用の一般原則)

第23条 第三章から第五章までの規定に定めのない事項については、基準点維持に関する規程（平成27年国地達第3号）に定めるところによるものとする。

附 則

この達は、令和元年 5月31日から施行する。

附 則（令和3年国地達第6号）

この達は、令和3年 3月30日から施行する。

附 則

この達は、令和7年 4月 1日から施行する。